

## 特定非営利活動法人キンダーフォーラム定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人キンダーフォーラムという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県富谷市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、企業、行政、NPO、学校、地城市民等の多様なステークホルダーと積極的に協働し、経済的格差、地域間格差、外国籍等文化の差異、ジェンダーギャップ、身体的精神的障害等様々な困難な状況にあるこどもや若者に対して、まちづくりに取り組むことができる機会を提供する事業を行い、すべてのこどもと若者が自分のまちに対して関心を持ち、まちをより良くするために自発的に行動する社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① こどものまちづくりを推進する事業
  - ② こどもファンドの企画・運営
  - ③ その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 法人会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した法人
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した学生

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

**(退会)**

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

**(除名)**

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

**(拠出金品の不返還)**

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

**第4章 役員及び職員**

**(種別及び定数)**

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。また、理事のうち、1人以上を副理事長とすることができる。

**(選任等)**

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

**(職務)**

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

**(任期等)**

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末

日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 欠員のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

**(欠員補充)**

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

**(解任)**

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

**(報酬等)**

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

**(職員)**

第20条 必要に応じ、この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

**(種別)**

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

**(構成)**

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

**(権能)**

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) その他運営に関する重要事項

**(開催)**

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

**(招集)**

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

**(定足数)**

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

**(議決)**

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

**(表決権等)**

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、正会員は、即時性と双方向性の確保されたビデオ会議やテレビ会議などのシステムによって総会にオンライン出席し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

**(議事録)**

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールによる同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

**(構成)**

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

**(権能)**

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の2日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。また、理事は、即時性と双方向性の確保されたビデオ会議やテレビ会議などのシステムによって理事会にオンライン出席し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等又はオンライン出席者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

#### (持ち回り議決)

第39条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面又は電子メールにより通知し賛否を求めた場合には、書面又は電子メールによる理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の持ち回り議決とができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及びその他の理事2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

#### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

#### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場

合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該その他の事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものと除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### （解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### （合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

#### （公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 細則

#### （細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	三國 陸真
理事	卯月 盛夫
同	木村 一也
同	百武 ひろ子
監事	布田 剛

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総

会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	5,000円
	賛助会員 (個人・団体)	3,000円
	法人会員	10,000円
	学生会員	1,000円
(2) 年会費	正会員 (個人・団体)	5,000円
	賛助会員 (個人・団体)	一口3,000円 (一口以上)
	法人会員	一口10,000円 (一口以上)
	学生会員	1,000円

7 年会費は、年度毎に徴収する。

8 年度途中での退会の場合には、年会費の返却等は一切行わない。

#### 附則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日より施行する。

## 役員名簿

特定非営利活動法人 キンダーフォーラム

役名		住所又は居所	報酬の有無
理事長	三國陸真		有
理事	卯月盛夫		無
理事	木村一也		無
理事	百武ひろ子		無
監事	布田剛		無

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

2023年、日本政府は「こどもまんなか社会」の実現に向けて「こども大綱」を制定しました。その中で、こどもが自らの意見を持ち表明することで社会に参画する環境づくりを重要施策の一つとして掲げています。こどもたちが幸福な生活を送ることができる社会の実現のために、私たちはまちづくりからアプローチします。

人とまちは切っても切り離せない関係にあり、こどもにも同じことが言えます。そして、こどもだからこそ感じる課題もあります。しかし、まちづくりの参加の幅は限定的なもので、特にこどもがまちづくりに参加する機会が設けられることは少ないので現状です。

こどもたちはまちの将来を担っています。彼らがまちについて考え方を表明し行動ができる環境をつくります。そしてまちづくりの学びが循環し、こどもたちが継続的にまちづくり参画できる環境を実現します。具体的には、こどもたちがまちづくりを体験するイベントや学習会、こどもたちのまちづくり活動の実践をサポートする

「こどもファンド」の企画・運営に取り組みます。

活動を始めるに際し、今回法人として申請するに至ったのは、非営利活動法人として活動することで、市民や行政から信頼を得て連携を取り、より多くの人々と事業を進めていくことができると考えたからです。

さまざまなステークホルダーと連携を図りながら事業を通じてまちと人が成長する社会の実現を目指します。

### 2 設立に至るまでの経過

- 令和4年10月 名取市・富谷市にてMinecraftを通じた総合学習イベントの実施
- 令和5年2月 気仙沼市にてMinecraftを通じた総合学習イベントの実施
- 令和5年5月 「なとりこどもファンド」採択団体と連携を図り、まちづくりワークショップの企画に取り組む
- 令和5年10月 「なとりこどもファンド」採択団体とまちづくりワークショップを開催
- 令和5年12月 「こうちこどもファンド」運営者へのヒアリングを実施
- 令和6年1月 会員間で法人化の意思確認
- 令和6年2月 設立総会開催

令和 6年 2月16日

特定非営利活動法人キンダーフォーラム  
設立代表者  
住所又は居所

氏 名 三國 陸真

## 令和6年度（初年度）事業計画書

特定非営利活動法人キンダーフォーラム

### 1 事業実施の方針

東北地方を中心にこどもファンドを展開することを目標に二つの事業を行う。一つ目は富谷市や東北を中心とするその他の地域でのまちづくりイベントの開催である。イベント開催を通じて活動の認知拡大を図るとともに、協力団体とのリレーション構築を目指す。二つ目は2025年度こどもファンド開催に向けた準備である。各地で実施されているこどもファンド関係者へのヒアリングを通じた運営マニュアルの作成や、自治体・企業との連携を図るために広報を実施する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### （1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額（千円）
まちづくりイベント事業	こどもたちがまちづくりを楽ししく体験できるイベントの企画・運営	7月1日～3月31日	富谷市 東北を中心とするその他地域	2人	各月10人 延べ90人	124
こどもファンド事業	2025年度のこどもファンド実施に向けた準備	4月1日～3月31日	こどもファンド実施場所	2人		0

# 令和7年度（次年度）事業計画書

特定非営利活動法人キンダーフォーラム

## 1 事業実施の方針

東北地方を中心にこどもファンドを展開することを目標に二つの事業を行う。一つ目は富谷市や東北を中心とするその他の地域でのまちづくりイベントの開催である。イベント開催を通じて活動の認知拡大を図るとともに、協力団体とのリレーション構築を目指す。二つ目は「とみや・くろかわこどもファンド」の企画・運営である。富谷・黒川地区の小学生を中心にこどもファンドを開催し、こどもがまちづくり活動に取り組むきっかけをつくる。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
まちづくりイベント事業	こどもたちがまちづくりを楽しく体験できるイベントの企画・運営	4月1日～3月31日	富谷市 東北を中心とするその他地域	2人	各月20人 延べ240人	496
こどもファンド事業	とみや・くろかわこどもファンドの企画・運営	4月1日～3月31日	富谷市・黒川地区	2人	延べ30人	149

## 令和6年度（初年度）活動予算書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 キンダーフォーラム

科目	金額 (単位:円)
I 経常収益	
1 受取会費	
入会金	50,000
正会員受取会費	50,000
賛助会員受取会費	0
法人会員受取会費	0
学生会員受取会費	0
2 受取寄附金	
受取寄附金	0
施設等受入評価益	0
3 受取助成金等	
受取民間助成金	0
4 事業収益	
まちづくりイベント事業収益	33,000
こどもファンド事業収益	0
5 その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	133,000
II 経常費用	
1 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	0
旅費交通費	0
施設等評価費用	0
減価償却費	0
支払利息	0
消耗品費	42,000
荷造運賃	12,000
宣伝広告費	70,000
その他経費計	
事業費計	124,000
2 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	0
旅費交通費	0
減価償却費	0
支払利息	0

その他経費計		
管理費計	0	0
経常費用計		124,000
当期経常増減額		9,000
III 経常外収益	0	0
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用	0	0
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増産額		9,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		9,000

令和7年度（次年度）活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 キンダーフォーラム

科目	金額 (単位:円)
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	50,000
賛助会員受取会費	0
法人会員受取会費	0
学生会員受取会費	0
2 受取寄附金	
受取寄附金	0
施設等受入評価益	0
3 受取助成金等	
受取民間助成金	0
4 事業収益	
まちづくりイベント事業収益	475,000
こどもファンド事業収益	0
5 その他収益	
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	525,000
II 経常費用	
1 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
謝金	100,000
人件費計	100,000
(2) その他経費	
会議費	0
旅費交通費	330,000
施設等評価費用	0
減価償却費	0
支払利息	0
消耗品費	63,000
荷造運賃	33,000
宣伝広告費	119,000
雑費	0
その他経費計	545,000
事業費計	645,000
2 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	0
旅費交通費	0
減価償却費	0

支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計	0	
経常費用計		645,000
当期経常増減額		(120,000)
III 経常外収益	0	
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用	0	
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増産額		(120,000)
前期繰越正味財産額		9,000
次期繰越正味財産額		(111,000)